

豊中市障害児安全安心対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 豊中市障害児安全安心対策事業補助金に係る補助については予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害児安全安心対策事業実施要綱（令和6年3月29日付こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知）、令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和6年5月23日付こ支虐第195号こども家庭庁長官通知）、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本事業は、障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子どもの見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における「障害児通所支援事業者」とは、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」を行う者をいう。

(対象者)

第4条 本市の区域内において事業を行う、障害児通所支援事業者

(事業の内容)

第5条 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①、②の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。なお、この補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表1に定める。

① ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

② 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

(補助額の算定方法)

第6条 この補助金の基準額については、別表2のとおりとする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設又は事業所ごとに、基準額と第5条に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と予算の範囲内で市長が必要と認めた額を比較して少ない方

の額を補助額とする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）対象経費について、購入する物品等が社会通念上の単価と比較して著しく高額なものであってはならない。
- （2）対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- （3）補助金の交付により取得した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により国が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （4）市の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （5）補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （6）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第9号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（申込手続）

第8条 この補助金の交付の申込は、次により行うものとする。

- （1）障害児通所支援事業者は、豊中市障害児安全安心対策事業補助金交付申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、別途定める日までに市長に提出して行うものとする。
- （2）市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申込に対して審査の上補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申込手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変化により申込の内容を変更する場合（ただし、補助対象経費の額に100分の20以下の減少、事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）には、第8条に定める申込手続に従い、別途定める日までに行うものとする。なお、第8条の（1）の「様式第1号」は「様式第3号」に読み替えるものとする。

(補助金の変更交付決定)

第11条 市長は、申込に対して審査の上、変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（1）障害児通所支援事業者は、事業が完了した後に事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、別途定める日までに市長に提出するものとする。

（2）市長は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が第5条に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定取消通知書（様式第7号の2）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）交付決定取消申込書（様式第7号の1）により、補助事業者より交付決定の取り下げがあったとき。

（2）補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

（4）補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

（5）偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金の交付確定を受けた者は、請求書(様式第8号)により市長へ請求するものとし、市長は30日以内に補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 障害児通所支援事業者は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助金の交付を受けた者は、第14条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助金の交付を受けた者は補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(その他)

第18条 特別の事情により第8条、第10条、第12条及び第15条に定める手続き等によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)6月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）12月20日から施行する。

別表1

対象経費
（1）装置・見守り端末等の機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置、据え付け費、工事費を含む）
（2）登降園管理のためのソフトウェア導入経費
（3）通信環境機器等の購入にかかる経費（Wi-Fi ルーターなど）
（4）保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）※当該年度分のみ

（対象経費に係る留意事項）

- ・第3条①の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- ・第3条①の事業の対象となる機器については、GPSやBLE（Bluetooth Low Energy）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時の子どもの見守りに資する機器とする。
- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

別表2

	基準額	補助率
（1）ICTを活用した子どもの見守り支援事業	1施設又は事業所あたり 200,000円	4／5
（2）登降園管理システム支援事業	① 端末購入を行わない場合 1施設又は事業所あたり 200,000円	
	② 端末購入を行う場合 1施設又は事業所あたり 700,000円	